

令和6年度労働者派遣事業 〈事業報告記載説明資料〉

三重労働局 需給調整事業室

労働者派遣事業 事業報告(様式11号) 【様式確認】

様式第11号	()// 1		_							許可香号	(日本産	LJAC/JUTE		
										事業所挟番号				
										許可年月日		年	月	
						労働	者派遣马	事業報告書		(年度報告) (6月1日現在	の状況	元報告	5)	
厚生	労	働	大	臣	殿						年	月		1
								提	出者					
労働者派				な運営 ます。	の確保』	及び派遣労	働者の保証	護等に関する	法律	第23条第1項の規	定によ!	0、下	記の	Ł

労働者派遣事業及び請負事業の売上高記入欄が第一面に無い様式が最新の様式(令和6年4月時点)。 最新版は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

6	大企業、中小企業の別		1	大企	業	2	中小企業				
7	産業分類	名称							1	分類 番号	
8	事業年度の開始の 該事業年度の終了				~						
9	民営職業紹介事業	との兼業		1	有	2	無	din.	午可・届出番号		
10	親会社の名称								備考		
	①労働者派遣事業の	許可番号				②民営職業紹介事業の許可・届出番号					
11	請負事業の実施			1	有	2	無	う	ち構内請負の実施	1	有
									1		
12	佣名										
* :	労働局記入欄										
	_										

労働者派遣事業 事業報告(様式11号)

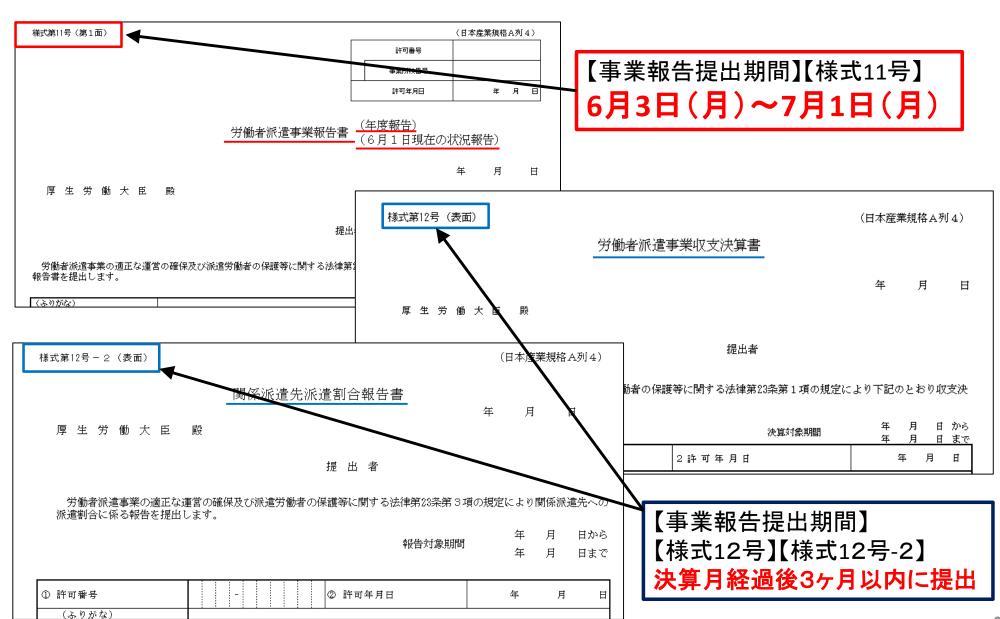
【記載例】 (11号提出案内文書に同封)

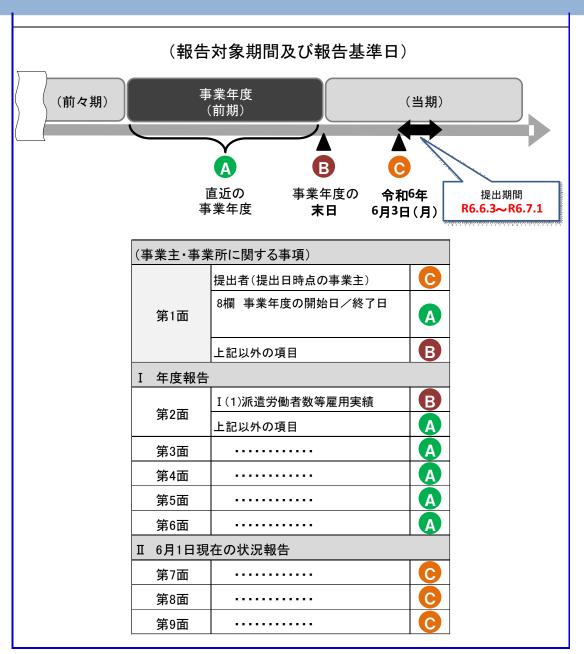


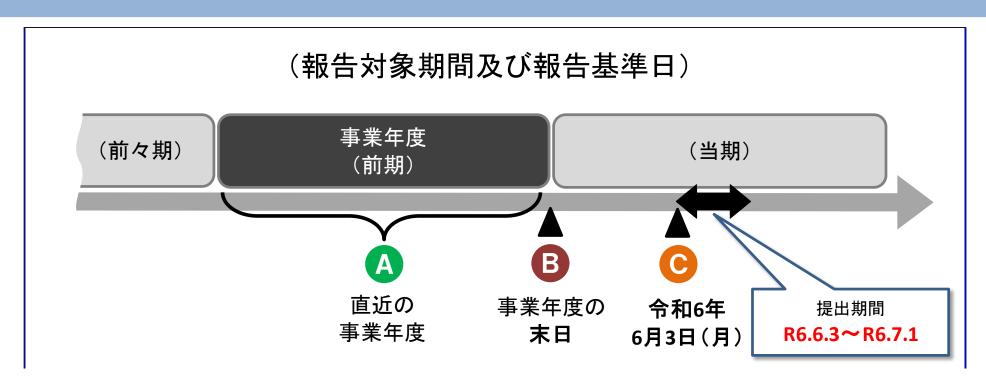
【様式第11号】

様式第11号(第1面)		4	(日本産業規
		許可番号	
		許可年月日	年
	労働者派遣事業報告書	(年度報告) (6月1日現在	生の状況報告)
			年
厚生労働大臣	殿		
	提出	1者	
労働者派遣事業の適正な運営 を提出します。	の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23	条第1項の規定によ	り、下記のとおりヨ
(ふりがな)			
1 氏名又は名称			
2 住 所	₹ ()	() –
(ふりがな) 3 代表者の氏名		`	役
(法人の場合)			
(ふりがな) 4 事業所の名称			
5 事業所の住所	₹ ()	() –
6 大企業、中小企業の別	1 大企業 2 中小企業		·
7 産業分類 名称			分類 番号
8 事業年度の開始の日及び当 該事業年度の終了の日	~		8.9
9 民営職業紹介事業との兼業	1 有 2 無	許可·届出番号	
10 親会社の名称		備考	
①労働者派遣事業の許可番号	②民営職業紹介事業の許可・	届出番号	
11 請負事業の実施	1 有 2 無	うち構内請負の実施	1 有 :
12 備考			
※労働局記入欄			

労働者派遣事業 事業報告(様式11号) 【事業報告書とは】







Ⅱ 6月1日現	6月1日現在の状況報告									
第7面		C								
第8面		C								
第9面		C								

様式第11号(第1面)	(日本産業規格A列 許可番号 派24-**** 事業所枝番号 1 許可年月日 平成**年 *月	事業所枝番号を記載する
* 派遣実績がない場 【実績がない場合の記 ① 第1面はすべて記	己入箇所】	
② 第2面(1)①(全党 ③ 第2面の上部欄外 ④ 第5面(10)(マージ ⑤ 第6面(11)①キャ 担当者の人数	労働者の人数) トに「派遣実績なし」と記入 ジン率等の情報提供の状況) リアコンサルティングの窓口 トに「派遣実績なし」と記入	十多.人里斯里
Вежи оку.	に関する。事業所枝番号 1	
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ○○○○○	
1 氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇	
2 住 所	〒(***-***) 三重県津市島崎町**番地** (059) ***- **	* * *
(ふりがな)	0000 0000 役 名	
3 代表者の氏名 (法人の場合)	(八表取締役	
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ〇〇〇〇〇〇〇〇〇元いぎょうしょ	
4 事業所の名称	株式会社〇〇〇〇〇〇営業所	
5 事業所の住所	〒 (***-***) 三重県津市島崎町**番地**	

			〒(***-**	ste ste)							
5	事業所の住所			三重県津市島崎町**番地**			● 日本標準産業分類表に基づく産業分類 (細分類4桁)を記載する。 ***				
6	大企業、中小企業	の別	1 大企	(2)	中小企業	● 日本標準産業分類表は総務省HP参照					
7	産業分類	名称		例:	労働者派遣業		分類 番号 9121				
8	事業年度の開始の 該事業年度の終了		事業	05年4月1日 ~	令和6年3月31日						
9	民営職業紹介事業	との兼業		有 2	無 ■「労働老派造事	単立 ・ 屈出来早 ※ 世間 ・ 屈出来早	24-7-**** 3事業との区分に関する	*			
10	親会社の名称	株式会社	±••••		基準」(37号告示)	を参照し、請負事業の実 な、構内請負の有無を記	ミ施の有無を記載する。				
	①労働者派遣事業の	許可番号	派24-***	* * ②民営職	*業紹介事業の許可・	届出番号	24-1-****	*			
11	請負事業の実施		1	有 2	無	うち構内請負の実施	1 有 2 無	#			
12	担当者名:3		000								

許可申請又は更新時に申請用紙に記載した名称と番号を確認!

許可取得時または許可更新時に提出している様式第1号

様式第1号(第1面)	(日本産業規格A列4)						
19. 2003 · 3 (2) · 2 m	,	*	許 可 番 号					
		*	許 可 年月日 許可有効期間更新		年 月	目 日		
	労働者派遣事業 <u>許</u> 許 可 有 効 期 間 更	可 新	申請書					
厚生労働	大 臣 殿			年	月	日		
	申請	者						
部	事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する。 	法律	第5条第1項 第10条第2項	により、	下記のと	とおり		
許可有効期	間更新							
	記							
(ふりがな)								
1 氏名又は名称								

ここに記載しているもの と同じ分類名、分類番号 を記載する。

5	事業所の住所		〒(***-***) 三重県津市島崎町**番地**		(0	59) *	**- ***
6	大企業、中小企業	の別	1 大企業 ② 中小企業				
7	産業分類	名称	例:労働者派遣業			分類 番号	9121
8	事業年度の開始の 該事業年度の終了		事業年度例:令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日				
9	民営職業紹介事業	との兼業	1 有 2 無	討	午可・届出番号	24-1	****
10	親会社の名称	株式会社	±••••		備考		
	①労働者派遣事業の	許可番号	派24-***** ②民営職業紹介事業の許可	・届出	番号	24-1	****
11	請負事業の実施		① 有 2 無	う	ち構内請負の実施	① 有	2 無
12	担当者名:3 連絡先:059		00				

例)

3月決算:令和5年4月1日~令和6年3月31日 12月決算:令和5年1月1日~令和5年12月31日

※ 5月決算:令和5年6月1日~令和6年5月31日

※ 6月決算:令和 4 年7月1日~令和 5 年6月30日

む令和6年6月1日時点で 終了している決算期間

※決算月が変更になっている場合は速やかに変更の連絡を!

例) 事業年度が4/1~3/31の場合: 令和6年3月31日時点の人数

	養年度内において、労働者派遣 の旨を記載し、以下の該当しな	
者数等雇用実績(実人数) (報告対象期間末日現在)	-	(2) 労働者派遣事業の売上高
遺が無かった場合でも、 動者」欄の記載は必要です。 計	通算雇用期間 が1年未満の 派遣労働者 に1年以上派 遣見込みの者	※労働者派遣事業を行う事業所ごと 者派遣事業の売上高について、決算
100 – –		(3) 請負事業の売上高
a者総計 40 30 20	10 3	● 報告対象年度の事業年度末日現
I用派遣労働者 10 10 10	0 0	在の人数を記載する。
1 用派遣労働者 20 10	10 3	(4)海外派遣労働者数(実人数)
働者 2 0 0	2 0	(5)派遣先に関する事項 ● 事業所数
20 – –		①派遣先事業所数 (実数)
ある事業主のみ 動者派遣契約の期間別件数(延べ件数)		● 労働者派遣契約が無かっ た場合は、〇印をする。
件数1日以下のもの1日を超え7日 7日を超え1月 1月を超え2月 以下のもの		6月を超え12 1年を超え3年 3年を超えるも 労働者派遣契約がな り下のもの の かった
50 15 0 5 3	1 1	10 15 0

(6) 教育訓練(キャリアアップに資するものを除く)の実績

(1)	労	働	安全衛生法第59条の規定に	① 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育													
	-		の内容及び当該内容に係る労働 衛生法又は労働安全衛生規則の 該当番号	教育の方法の 別 1 座学	教育の実施主 体の別 1 事業主・2 派遣先・3 教	受講した派遣 労働者数	● 事業 1人当たりの 平均実施時間										
	教育の内容			2 実技	育機関・4 その他												
イ	3		作業手順訓練	2	1	30	1										
口	5		腰痛防止教育	1	1	30	1										
ハ	6		整理・整頓・清掃・清潔訓練	1	2	30	1										
=	7		危険予測訓練	1	2	30	2										
ホ	8		災害防止訓練	1	2	30	2										

③主な派遣先事業主(取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地				
株式会社〇〇〇〇	三重県桑名市				
株式会社□□□□	三重県四日市市				
14-50-11	一类四公产士				

- 教育訓練内容に応じて労働安全衛生法第59条、同法施行規則第35条第1 項第1号から第8号までの該当する号数(下記1~8)を最大2つまで記載する。
- 1.機械等、現材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること
- 2.安全装置、有害物抑制装置、保護具の性能及び取扱い方法に関すること
- 3.作業手順に関すること
- 4.作業開始時の点検に関すること
- 5.業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
- 6.整理、整頓及び清潔の保持に関すること
- 7.事故時等における応急措置及び退避に関すること
- 8.その他、業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

雇用安定措置の対象労働者とは、 派遣終了後も継続して就業することを 希望している者をいいます

(0) 東田忠学世界(辻笠20久) の史建

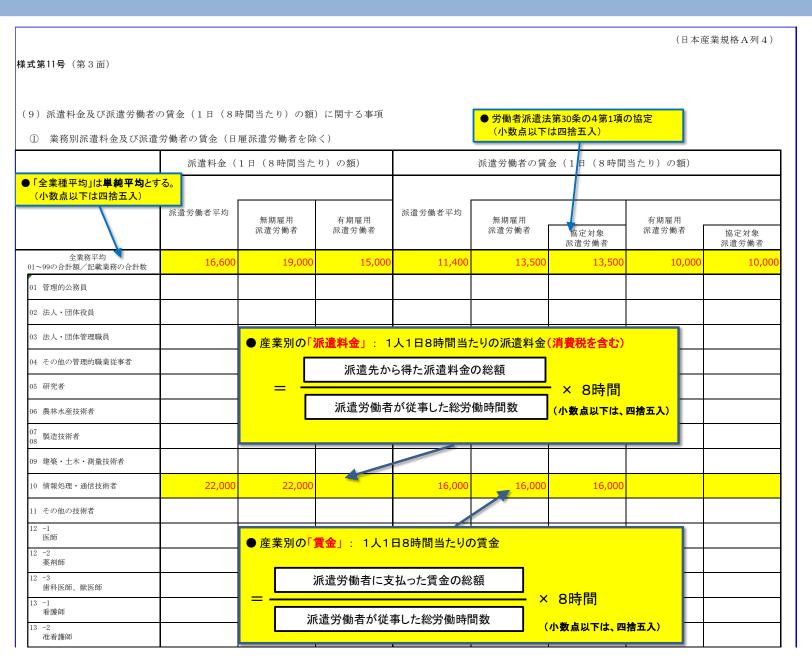
● 合計、内数に注意すること。

※無期雇用派遣労働者は雇用安定措置の対象外です。

(<u>8</u>) 雇用安定措置(法第30条)の実績 ノ												
	期間 オ		第1号の措置		第 2 号の措置 第 3 号の措置 (派遣元で派遣				の措置(その他の を講じた人数		第1号から第4	
		対象派遣労働 者数	(派遣先への 直接雇用の依 頼)を講じた 人数		(新たな派遣 先の提供)を 講じた人数	うち、新たな 派遣先で就業 した人数	労働者以外の労働者として無期 配用)を講じた 足人数	教育訓練(雇 用を維持した ままのものに 限る)	紹介予定派遣 (※2)	左記以外のその他の措置	号までのいずれ の措置も講じな かった人数	備考
	計	30	4	2	15	7	7	5	3	0	0	
	3年見込み	3	2	2	1	1					0	
	2年半から3年未満見込み	5	1		2	1	1	2			0	
	2年から2年半未満見込み	3			2	1	1	1			0	
	1年半から2年未満見込み	5			2	1	2		1		0	
	1年から1年半未満見込み	4			2	1	1	1	1		0	
	1年未満見込み(※1)	10	1		6	2	2	1	1		0	

^{※1 「1}年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録中の者を含む)に限る。

^{※2 (5)} 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数であること。



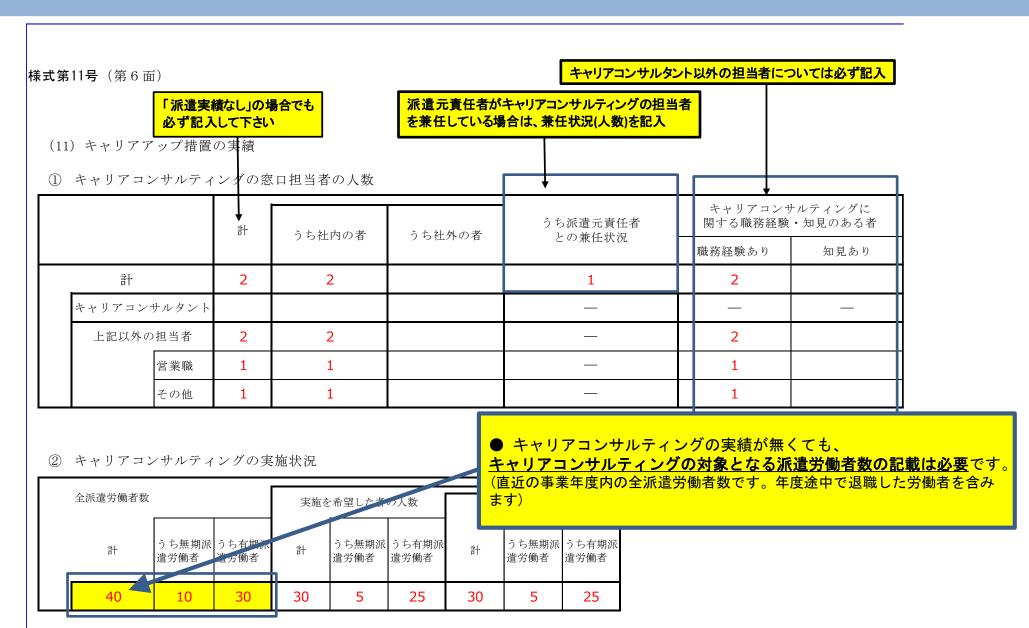
(日本産業規格A列4) 様式第11号(第3面) (9)派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項 ● 労働者派遣法第30条の4第1項の協定 (小数点以下は四捨五入) ① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く) 派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額) 派遣料金(1日(8時間当たり)の額) ●「全業種平均」は単純平均とする。 様式第11号(第12面) (小数点以下は四捨五入) 派遣労働者平均 派遣 無期雇用 有期雇用 第3面から第5面まで 派遣労働者 派遣労働者 全業務平均 16,600 15,000 19,000 01~99の合計額/記載業務の合計数 01 管理的公務員 02 法人・団体役員 03 法人· 団体管理職員 ● 産業別の「派遣料金」: 1人1日 等の場合にのみ派遣することが認められていることに留意すること。 04 その他の管理的職業従事者 派遣先から得た 05 研究者 派遣労働者が従る 06 農林水産技術者 行う業務を含まないこと。 製造技術者 09 建築・土木・測量技術者 10 情報処理・通信技術者 22,000 22,000 11 その他の技術者 働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。 12 -1 医師 ● 産業別の「賃金」: 1人1日8時 12 -2 薬剤師 派遣労働者に支払った 歯科医師、獣医師 看護師 派遣労働者が従事した 13 -2 准看護師

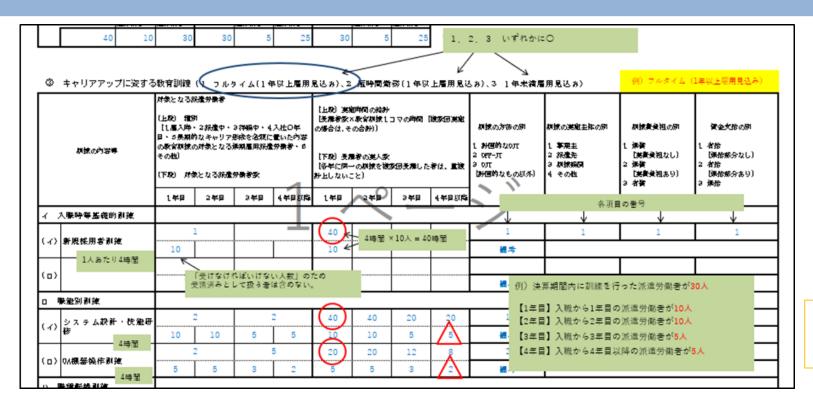
(日本産業規格 A

- (9)欄の①欄及び①の(続)欄並びに②欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めると より、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の1人1日当たりの賃金を記載すること。
- (9)欄の①欄及び①の(続)欄には、報告対象期間内における、最新の日本標準職業分類(中分類)に基づく づき、該当する派遣労働者(日雇派遣労働者を除く。)の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄 ること。「14-3 その他の医療技術者」には「14-1 診療放射線技師」及び「14-2 臨床検査技師」の業務の実績は含 と。なお、「66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣 も含まれていることに留意すること。また、「12-1 医師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休:
- (9)欄の②欄には、報告対象期間(第1面の8欄)内において、日雇派遣労働者を労働者派遣事業の適正な運 及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。) 第4 第1号から第19号までに掲げる業務に従事させている場合、従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記げ と。なお、「4-19 看護業務」については、労働者派遣法施行令第4条第2項の規定に基づき准看護師等の看護師以
- (9)欄の①欄及び①の(続)欄並びに②欄の「派遣料金」については、1人1日当たりの派遣料金(消費税を を記載し、報告対象期間内において派遣先から得た派遣料金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した たりの金額をもとに、8時間(1日)業務に従事したものとして算定すること(小数点以下は四捨五入)。①欄 (続)欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。なお、②欄の日 働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第4条第1号から第19号までに掲げる業務だけでなく、日
- (9)欄の①欄及び①の(続)欄並びに②欄の「賃金」(労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与その他名 を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。) については、1人1日当たりの賃金を 報告対象期間(第1面の8欄)内において派遣労働者に支払った賃金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数 1時間当たりの金額をもとに8時間(1日)業務に従事したものとして算定すること(小数点以下は四捨五入)。 欄及び①の(続)欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。また 日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第4条第1号から第19号までに掲げる業務だけ 日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。 13-2

(第3回) ② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金		日雇派達労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)				
	日展派進労働者の派遣料金 (1日 (8時間当たり)の額)	日雇派進労働者		協定対象派造労働者		
全業務平均	21,500		18,000	(
4-1 情報処理システム開発	30,000		20,000	(
4-2 機械設計						
4-3 事務用機器操作	「全業務平均」は 左記令第4条 <mark>以外の業務</mark> も含めた日雇	E (60歳以上や				
	国間の学生等)料金の平均を記載。 ・ 対金の平均を記載。	(00,00,00)				
	会第4条に該当しない日雇派遣のみの 平均のみを記載。					
4-6 ファイリング						

0) マージン率等の情報提供の状況		● 複数選択可 記載漏れのないように。
		※令和3年4月1日より、マージン率等に
提供方法	該当する各欄に「○」を記載	ついては、原則として、インターネットによ
インターネット	0	<mark>る情報提供が必要となっています。【労働</mark>
		者派遣法施行規則第18条の2第1項、派
音焼や畑門け	<u> </u>	遣元事業主が講ずべき措置に関する指
その他 ()		針第2の16】





※記載要領 第13面39~50番

ホーモの他の教育原理		$\overline{}$					
(/) U // + = = + # FF	2 2	(5)	5	3	Ž	※延べ人数ではないことに注意!!	1
(イ)ピジネススキル研修	5 5 3 2	5	5	3	2	△ 5+2+5+5+2=19 ではなく	
1時間						実際に受講した人数の合計のため 4年目以際の派遣労働会5人を上回ることはない	
(0)		O 40 + 40 + 20 + 5 = 105			5	44 1 20 Mar - 2 Mar -	
各年ことの軍生労働大臣が定り の終計」の合計(a)	める基準を満たす教育訓練の「実施時間	105	105	55	50	1 3年目のaの合計 (c) ※4年目は含まない	265
各年ごとの厚生労働大臣が定り 人数(5)	める基準を満たす教育副練の受講者の実	10	10	5	5	1~3年目のbの合計 (d) ※4年目は含まない	25
厚生労働大臣が定める基準を設 均実施時間(a ÷ b)	青たす教育訓練について1人当たりの平 ※小数点以下切り捨て	10	10	11	10	1~3年目の軍生労働大臣が定める基準を満たす教育訓 簿について1人当たりの平均実施時間(c~d)	10
「もにリッマ…けた味せる粉質	首副簿」実施に当たって支払った賃金額(1500 ※記入漏れ/最低賃金に注意!					

10

	第11号	号 (第7面)										1		
П	6月	1日現在の状況報告												
1 1	建第	労働者の実人数												
1	派遣	労働者(日雇派遣労働者	fを除く)の実 <i>力</i>	人数								1		
		Г	à.	ち、通算雇用期間が	1 年17 上	の派者労働者		T	うち、通算雇用期間が	31年半港の派遣労働:	去			
		派遣労働者計		で	1 + 5 1	有期雇用派遣労	働者	無期原	屋用派遣労働者	有期雇用派				
				協定対象 派遣労働者	協定対象		協定対象	協定対象 派遣労働者		1	協定対象 派遣労働者	1		
		42	25	23		9	9	2	2	<u>6</u>	6			
			● 派遣労	恰	25+□2	2+ ∆ 6+ ∆ 9								
2 _	業務	別派清労働者(日雇派清 49・50 生産設備制御・開		VJ 表 八致 NIJVJ	r 1 w x /		1						1	
				— 特定製	上生分	· 車 耂								
		51 機械組立設備制御・盟		付此器	坦狄									
0	管理	52・53 製品製造・加工処	心理従事者			10		5	5	5	5			
0:	法人	54 機械組立従事者												
0	法人	55 機械整備・修理従事者	者			□ Γ#±	➡ 集Ⅱ ^生 ÷	*** 3⁄2 · · · · · · · · · · · ·		加工 细去	一个	フ *** ジケ	まり生田地域の場かる	± ₹⁄7 TL
0	! その	56・57 製品検査従事者											、製造用機械の操作の業 結ぶ場合の運搬、選別、	
\vdash	研究	58 機械検査従事者											^{掘ぶ場日の建} 脈、選別、 護・母性保護のための休	
0	農林	 59 生産関連・生産類似作	作業従事者						外のもの。		III) E K	JU 711	IX THE PRODUCTION OF PRODUCTION	1C C 7
		60 鉄道運転従事者				= [49•50]	「51」「52•	53」「54」及び「	59の一部」				
		61 自動車運転従事者												
		VI 日 30 中尺中4 尺 77日		the terms	一生	- 기사 소산 ' 7八 -		¥ (G	D A H * 4					
				符:	正製工	■美務Œ-	事有の	《 人 级()	1)の内数)					
									無期雇用派	連 労 働 孝		/	期雇用派遣労働者	
					特定	造業従事	者計		無別准用派	追力側 有		1月 爿	別准用抓追力割名	

5

協定対象

派遣労働者

5

5

協定対象

派遣労働者

5

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ~ivに該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
4	2	2	2	2						

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数(⑤i~

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数(⑤の内数)

	日雇
4-1情報処理システム開発	2
4-2機械設計	
4-3事務用機器操作	
4-4通訳、翻訳、速記	
4-5秘書	
4-6ファイリング	
4-7調査	
4-8財務	

i 「高齢者」: 60歳以上の者

ii 「昼間学生」

雇用保険の適用を受けない昼間学生の範囲と同一であるが、次のいずれかに該当する場合には、<u>日雇派遣の</u>例外となる学生又は生徒に含まれない。

- ・ 定時制の課程に在学する者(大学の夜間学部、高等学校の夜間等)
- 通信制の課程に在学する者
- ・ 卒業見込証明書を有する者であって、卒業前に雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業所に就職し、卒業 後も引き続き当該事業に勤務する予定の者
- ・ 休学中の者
- 事業主の命により(雇用関係を維持したまま)、大学院等に在学する者(社会人大学生等)
- ・ その他一定の出席日数を課程修了の要件としない学校に在学する者であって、当該事業において同種の業務に従事する他の労働者と同様に勤務し得ると認められる者

iii 「副業として従事する者」

労働者派遣の対象となる日雇労働者の生業収入の額が500万円以上である場合

iv 「主たる生計者でない者」

労働者派遣の対象となる日雇労働者が主として生計を一にする配偶者(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)その他の親族(「配偶者等」)の収入により生計を維持している場合であって、世帯収入が500万円以上である場合

※ 当該日雇派遣労働者が、複数の種類に該当する場合は、最も主たる理由と考えられるものに算定すること。

労使協定締結の有無に係わらず全事業所が提出対象

労働者派遣事業報告書(年度報告)(6月1日現在の状況報告) 添付書類チェックシート

以下の①、②の項目について回答し、<u>「YES」にチェックの入ったものすべてを</u> **労働者派遣事業報告書に添付**してご提出ください。

① 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結している。

L Y E S	必要な添付書類
	労使協定の写し
	※労使協定で就業規則などによることとしている場合は、労使協定で引用
	している就業規則等の該当部分の写しも併せて添付することが必要です。
□NO	⇒以下②の回答は不要です。





労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

〇〇人材サービス株式会社(以下「甲」という。)と〇〇人材サービス労働組合(以下「乙」という。)は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

- 第1条 本協定は、派遣先でブログラマーの業務に従事する従業員(以下「対象従業員」 という。)に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、 本協定の適用を除外しないものとする。
- 第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通 動手当及び退職手当とする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員就業規則第〇条に準じて、法律の定めに従って支給する。

※ 引用するものは全て該当部分のコピーが必要となります。

※労使協定の有効期間中に一般賃金の額が変更された場合に提出するもの

例) 労使協定の有効期間が2年以上である場合 (有効期間:令和5年4月~令和7年3月) ↓ 令和5年4月~令和6年3月までの一般賃金と 令和6年4月~令和7年3月までの一般賃金の 差異を確認し、一般賃金の額と同等以上で

あることを確認したという確認書

※この確認書は、<u>一般賃金額のみ変更となった場合</u>に活用できるもので <u>協定対象派遣労働者の賃金額を変更する場合</u>は、確認書の提出では なく、労使協定を締結し直す必要がある。

※労使協定の有効期間中に一般賃金の額が変更された場合に提出するもの

例)

労使協定の有効期間が2年以上である場合 (有効期間:令和5年4月~令和7年3月)

令和5年4月~令和6年3月までの一般賃金と 令和6年4月~令和7年3月までの一般賃金の 差異を確認し、一般賃金の額と同等以上で あることを確認したという確認書 保認書のイメージ 合和 年 月 日

協定対象派遣労働者の賃金の額に関する確認書

●●人材サービス株式会社は、令和○年○月○日付けで●●人材サービス労働組合 (過半数代表者○○)と締結した「労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使 協定」(労使協定の有効期間:令和○年○月○日から令和○年○月○日)(以下「協定」 という。)について、別紙のとおり、当該協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額が、 職発0806第3号「令和4年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の 保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般 の労働者の平均的な賃金の額」」等について」(以下「通連」という。)の第2に定める「一 般賃金」の額と同等以上であることを確認しました。

事業主名:

※この確認書は、一般賃金額のみ変更となった場合に活用できるもので協定対象派遣労働者の賃金額を変更する場合は、確認書の提出ではなく、労使協定を締結し直す必要がある。

股貨金の額 域指数、一 体的公額等

り**比較**する ることを適

切に確認すること。

確認書があったとしても、協定対象派遣労働者の資金が、一般資金の額と同等 以上となっていない場合には、指導等の対象となること。

※労使協定の有効期間中に一般賃金の額が変更さ関係: 協定対象派遣労働者の賃金額と適用年度ごとの一般賃金の額の比較

例)

労使協定の有効期間が2年以上である場合 (有効期間:令和5年4月~令和7年3月)

令和5年4月~令和6年3月までの一般賃金と 令和6年4月~令和7年3月までの一般賃金の 差異を確認し、一般賃金の額と同等以上で あることを確認したという確認書

※この確認書は、一般賃金額のみ変更となった。

協定対象派遣労働者の賃金額を変更する場合

なく、労使協定を締結し直す必要がある。

一般基本給・賞与等

以下のとおり、協定に定める協定対象派遣労働者の基本給・賞与等が、通達第2の 1に定める一般基本給・賞与等と同等以上を確保していることを確認しました。

		協定に定		令和●年度
		める協定対		適用の対応
等級	職務の内容	象派遣労働		する一般賃
		者の		金の額
		賃金の額		(△■県:
				0.988)
	上級ソフトウェ			
A	ア			
ランク	開発(AI 関係等	3,000~		2,200~
	高度なプログラ			
	ム言語を用いた			
	開発)			
	中級ソフトウェ		>	
В	ア		_	
ランク	開発(WEB アプ	2,220~		1,800~
	リ作成等の中程			
	度の難易度の開			
	発)			
	初級ソフトウェ			
C	ア			
ランク	開発(Excel のマ	1,800~		1,720~
	クロ等、簡易な			
	プログラム言語			
	を用いた開発)			
	A ランケ B ランケ	上級ソフトウェア	等級 職務の内容 める協定対象派遣労働者の賃金の額 上級ソフトウェア	等級 職務の内容 める協定対象派遣労働者の賃金の額 上級ソフトウェア

	令和●年度	令和○年度	対応する一
	適用の対応	適用の対応	般の労働者
	する一般賃	する一般賃	の能力・経
	金の額	金の額	験
	(△■県:	(△■県:	
	0.988)	0.992)	
	2,200~	2,220~	20 年
<u> </u>	1,800~	1,815~	10年
	1,720~	1,722~	0年

2. 一般通勤手当 協定に定める協定対象派遣労働者の通勤手当が、通達の第2の2(1) 「実費支給により「同等以上」を確保する場合」により、一般通勤手当と同等以上を確保 ていることを確認しました。

3. 一般退職金以下のとおり、協定に定める協定対象派遣労働者の一般退職金が、通達の 別添4に定める「令和◎年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」の統計調査の数値と同 等以上を確保していることを確認しました。

※労使協定の有効期間中に一般賃金の額が変更さ関係:協定対象派遣労働者の賃金額と適用年度ごとの一般賃金の額の比較

一般基本給・賞与等

以下のとおり、協定に定める協定対象派遣労働者の基本給・賞与等が、通達第2の

例)

労使協定の有効期間が2年以上である場合 (有効期間:令和5年4月~令和7年3月)

令和5年4月~令和6年3月までの一般賃金と 令和6年4月~令和7年3月までの一般賃金の 差異を確認し、一般賃金の額と同等以上で あることを確認したという確認書

○協定対象派遣労働者の退職手当 勤続年数 3年以上

5年以上 10 年以上 15 年以上 25 年以上 5年未満 10 年未満 15 年未満 25 年未満 35 年未満 支給 自己都合 月数 退職 2.0 3.0 9.0 13.0 16.0 会社都合 退職 2.0 5.0 11.0 14.5 18.0

IIV

・船労働者の平均的な退職手当(会和の年由小企業の賃全・退職全事情(●

○ 成为国有67~为的62区概于与(1/1100年年7/正未6)負並 医概立事情(●●)								- (7)		
勤続年数		3年	5年	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年	33 年	
支 給	自己									.
月数	都合	0.7	1.2	2.8	4.8	6.9	9.2	12.0	13.3	丰
	退職									
	会 社									
	都合	1.3	2.1	4.0	6.1	8.9	10.8	13.9	15.1	
	退職									

※この確認書は、一般賃金額のみ変更と 協定対象派遣労働者の賃金額を変更す なく、労使協定を締結し直す必要があ

(※)一般労働者の平均的な退職手当の支給月数は「令和◎年中小企業の賃金・退 |職金事情」(●●県)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査 において退職手当制度があると回答した企業の割合(○○.○%)をかけた数 値である

2(1) を確保し

ふする-

)労働者

も ・経

3. 一般退職金以下のとおり、協定に定める協定対象派遣労働者の一般退職金が、通達の 別添4に定める「令和◎年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)」の統計調査の数値と同じます。 等以上を確保していることを確認しました。



令和6年度労働者派遣事業 〈事業報告(様式11号)〉

※期限内での提出よろしくお願いします

改正後の様式は厚生労働省ホームページに掲載しています。入力支援ツール付きの様式も掲載 しますので、ぜひご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/hakenyouryou_00003.html

三重労働局 需給調整事業室